

北九州市立大学オープンアクセス方針

2025年12月16日

教育研究審議会承認

(趣旨)

- 1 北九州市立大学（以下「本学」という。）は、本学において生産された研究成果を広く学内外へ公開することにより、高度で国際的な学術研究拠点として学術研究のさらなる発展に寄与し、その成果を社会に還元することで地域社会や国際社会の発展に貢献するため、オープンアクセスに関する方針を以下のように定める。

(研究成果の公開)

- 2 本学は、本学に在籍する教員（以下「教員」という。）が、出版社、学協会、学内部局等が発行する学術雑誌等に掲載した研究成果を、北九州市立大学学術リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）又はその他の方法によって公開する。ただし、研究成果の著作権は、本学に移転しない。

(適用の例外)

- 3 著作権等の理由で公開が不適切であると教員が申し出た場合は、本方針の適用を免除し、又は公開を猶予する。

(適用の不遡及)

- 4 本方針施行以前に出版された研究成果や、本方針施行以前に本方針と相反する契約を締結した研究成果には、本方針は適用されない。

(リポジトリへの登録)

- 5 研究成果がリポジトリで公開が可能な場合は、できるだけ速やかにリポジトリ登録が可能な版を本学のリポジトリに登録し公開する。リポジトリへの登録、公開等リポジトリに関する事項は、「公立大学法人北九州市立大学学術リポジトリ運営要領」に基づき取り扱う。

(その他)

- 6 本方針に定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。